

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する要領

1 保証金の取戻しの手続

(1) 概要

有料職業紹介事業者又はその相続人は、改正前の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「旧法」という。）第32条の2第1項の規定により供託した保証金を取り戻すことができる「職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第82号。）」（以下「法」という。）附則第3条第2項）。

(2) 公告

イ 保証金の取戻しをしようとする者は、6か月以上の期間を定めて、必要事項を官報に掲載して公告しなければならない（法附則第3条第3項、「有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令（平成15年法務省令・厚生労働省令第2号。）」（以下「省令」という。）第2条1項）。公告事項は、省令第2条第1項に定めるところによるものであり、有料職業紹介事業保証金取戻し公告（様式例参照）によって行う。

なお、公告は、最寄りの公告取次店に対して、有料職業紹介事業保証金取戻し公告に掲載料を添えて提出（郵送も可）することにより行う。

また、当面の間、社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）を通じ、公告取次店に掲載料を添えて提出（郵送及びFAXも可）することも差し支えない。

ロ 法の施行から6か月（旧法第32条の2第2項の権利を有していた者が申し出ることのできる期間として最低限定めなければならない期間）を経過した日から起算して10年が経過したときは、消滅時効が完成することとなるため、保証金の取戻しを行うことができなくなる（法附則第3条第3項ただし書き）。

ハ 保証金の取戻しをしようとする者が上記イの保証金取戻し公告をしたときは、速やかに、その旨を当該公告をした者の事業所を管轄する都道府県労働局長（以下、「事業所管轄労働局長」という。）に対して届け出なければならない（省令第2条第2項）。この届出は、有料職業紹介事業保証金取戻し公告届（通達様式第1号）を提出することにより行う。

なお、当該公告届の届出を受けた事業所管轄労働局長は、官報公告の掲載について、民紹協に照会することにより確認を行う。

(3) 公告後の債権の申出に関する確認、証明

イ 証明書の交付

事業所管轄労働局長は、公告に定めた期間経過後、保証金の取戻しをしようとする者に対し、

旧法第32条の2第2項の権利を有していた者からの申出書の提出の有無に関する証明書（申出書の提出がなかった場合はその旨記載した証明書を、申出書の提出があった場合は旧法第32条の2第2項の権利を有していた者から提出のあった申出書2部（正本1部、写し1部）のうち1部及び申出に係る債権の総額を記載した証明書（通達様式第2号）により）交付しなければならない（省令第3条第1項及び第2項）。

ロ 事業所管轄労働局における取扱い

(イ) 事業所管轄労働局長は、保証金取戻し公告に関し、旧法第32条の2第2項の権利を有していた者からの申出書の提出があった場合は、これを整理、保管する。

なお、申出書は、2の(2)のイに定める請求書に準ずる必要があるものであるが、その書式は任意のものでよい。

(ロ) 事業所管轄労働局長は、旧法第32条の2第2項の権利を有していた者からの申出書の提出の有無に関する証明書に所要の記載をした上、請求者に交付する（通達様式第2号）。

(4) 供託物の払渡しの請求

保証金の取戻しをしようとする者は、次の区分により、法及び省令に従い、供託所に対して供託物の払渡しの請求をする。

イ 供託物の払渡しの請求

次の区分により、供託規則（昭和34年法務省令第2号）第25条第1項に定める「取戻しをする権利を有することを証する書面」としてそれぞれに掲げる書面を添付して請求する（省令第4条）。

(イ) 旧法第32条の2第2項の権利を有していた者からの申出書の提出がなかった場合……

上記(3)のロの(ロ)の証明書（申出書の提出がなかった旨記載されたもの）（省令第4条第1号）

(ロ) 旧法第32条の2第2項の権利を有していた者からの申出書の提出があった場合……

当該申出書、上記(3)のロの(ロ)により交付された、申出に係る債権の総額に関して記載された証明書及び旧法第32条の2第2項の権利が存在しないこと又は消滅したことを証する書面（省令第4条第2号）

保証金の取戻しをしようとする者は、旧法第32条の2第2項の権利を有していた者からの申出書の提出があった場合は、申出のあった債権につき、当該債権者に保証金の還付請求権がないこと又は債権が存在しないこと若しくは任意弁済等により債権が消滅したことを立証しなければ、取戻しを行うことができない。当該債権につきこの立証ができる場合は、上記の書面を添えて請求する。

なお、申出書を提出した債権者による保証金の還付請求の手続については、2による。

ロ 法の施行から6か月を経過した日から起算して10年が経過したとき

法の施行から6か月を経過した日から起算して10年が経過したときは、供託物取戻し請求権は時効により消滅するため注意が必要である（1の(2)のロ参照）。

2 保証金の還付の手続

(1) 補償を受ける権利

旧法においては、有料職業紹介事業者が旧法及びこれに基づく命令の規定に違反することによって損害を被った者は、保証金の中から、その補償を受けることができる。

(2) 還付請求の手続

イ 補償事実の確認請求

旧法第32条の2第2項の権利を実行するため保証金の還付を受けようとする者は、事業所管轄労働局長を経て厚生労働大臣に対して、補償を受けようとする事実の確認を求めることができる（省令第5条第1項）。この確認の請求は、補償事実確認請求書（通達様式第3号）を提出することにより行う。

この場合、補償事実確認請求書は、次の書類を添付して、2部（正本1部、写し1部）提出する。

(イ) 有料職業紹介事業者（供託者）との合意による場合……補償を受ける権利及びその内容が記載されている和解調書、調停調書、公正証書又は私署調書（市町村長の印鑑証明等によってその真正に作成されたことが担保できるものであることが必要）

(ロ) 確定判決による場合……補償を受ける権利及びその内容が記載されている判決正本及び確定証明書の写し

ロ 補償事実確認書の発行

(イ) 補償事実確認請求書を受理した事業所管轄労働局長は、当該請求書について調査することが必要であると認めるときは、請求者、供託者又は確定判決を行った裁判所に対して補償事実の内容を調査し、補償事実の確認について参考となるべき補償事実の概要及び特記すべき事項を記載した書類を添えて、厚生労働大臣に送付する。この場合、写し1部は控えとし、正本を送付する。

なお、確定判決以外の場合においては、他に真の被害者がいるにもかかわらず、有料職業紹介事業者により偽装的にこれが行われるものであってはならないことに留意する。

(ロ) 厚生労働大臣は、補償事実を確認したときは、補償事実確認書（通達様式第4号）を発行し、都道府県労働局長を経由して請求者に交付する（省令第5条第1項）。

ハ 保証金の還付請求

補償を受けるべき者は、補償事実確認書の交付を受けたときは、供託規則に従い、供託所に対

して保証金の還付を請求する。この場合、補償事実確認書のほか、省令の別記様式（別添参照）による通知書3通を添付しなければならない（省令第5条第2項）。

なお、この確認書は、供託規則第24条第1項に規定する「還付を受ける権利を有することを証する書面」である（省令第5条第3項）。

(3) 還付後の処理

イ 供託所からの通知

供託物の還付を行った供託所は、上記2の(2)のハで提出された通知書のうち2通を事業所管轄労働局長に対して送付する（省令第6条）。

ロ 事業所管轄労働局における取扱い

事業所管轄労働局長は、イにより送付された通知書の1通を当該供託に係る有料職業紹介事業者に送付する（省令第7条）。

3 保証金の取戻請求権を差押えた国に交付する証明書等について

- (1) 保証金の取戻請求権を差し押さえた国は、有料職業紹介事業者（滞納者）に代わって、省令第2条第1項の公告をしたうえで、同条第2項の官報公告をした旨の届出（通達様式第1号）を行うことができ、さらに、省令第3条の証明書（通達様式第2号）の交付を受けることができる。
- (2) 有料職業紹介事業者が官報公告を行ったが、いまだ1の(3)のロの(㊦)の省令第3条の証明書の交付を受けていないときに保証金取戻し請求権を差し押さえた国は、有料職業紹介事業者に代わって当該証明書の交付を受けることができる。
- (3) 有料職業紹介事業者が既に証明書の交付を受けているが、いまだ1の(3)のロの(㊦)の供託金の取戻しを行っていないときに保証金取戻し請求権を差し押さえた国は、有料職業紹介事業者からその証明書を取り上げることができない場合（国税徴収法第65条参照）には、当該証明書の再交付を受けることができる。